



# 星の降る里あしべつ 国保だより4月号

知っていますか？国保のこと

国保だよりは、芦別市国民健康保険の広報誌です。

平成22年4月1日発行

発行/芦別市健康推進課国保係  
/芦別市北1条東1丁目3番地

電話/22-2111内線(145・146・147)

E-Mail/Kokuho1@city.ashibetsu.hokkaido.jp

国民健康保険の保険証は4月末に送付します。

国民健康保険の保険証は1年更新です。  
5月1日より使えるように皆様にお届けします。



皆さんの国民健康保険証は、1年間の有効期限になっています。有効期限がくる前に郵送で皆様にお届けします。

※国民健康保険の保険証の交付には、手続きは必要ありません。

70歳以上のかたの医療費の負担が変更になりました。

70歳以上のかたで、前期高齢者高齢受給者証をお持ちの方は、平成22年4月以降、1割から2割に負担割合の引き上げを予定されていましたが、引き続き1割負担に負担割合の凍結が決定したため、対象の方に高齢受給者証を送付しました。

4月診療分より、新しく届いた高齢受給者証をお使いください。

## 今まで

国民健康保険限高齢受給者証			
記号	芦	番号	1 2 3 4
世帯主住所	芦別市北1条東1丁目		
世帯主氏名	芦別 太郎		
氏名	芦別 花子		
生年月日	昭和37年4月17日		
負担割合	2割		
有効期限	平成22年7月31日		
保険者	芦別市北1条東1丁目3番地 芦別市		

## これから

国民健康保険限高齢受給者証			
記号	芦	番号	1 2 3 4
世帯主住所	芦別市北1条東1丁目		
世帯主氏名	芦別 太郎		
氏名	芦別 花子		
生年月日	昭和37年4月17日		
負担割合	1割		
有効期限	平成22年7月31日		
保険者	芦別市北1条東1丁目3番地 芦別市		

負担割合が違います。

## 国民健康保険の加入・喪失手続きを忘れていませんか？

新たに職場などの健康保険に加入した場合や、退職などにより今までの保険がなくなった場合、切替の手続きは自動的にされませんので、14日以内に加入・喪失手続きが必要になります。

手続きをするには、下記のものが必要になります。

- 国保に加入するとき
  - ・健康保険の資格がなくなった証明書
  - ・印かん
- 国保をやめるとき
  - ・国民健康保険証
  - ・職場などの健康保険証（カードの場合は世帯全員分）
  - ・印かん



社会保険に加入していた方は任意継続の制度もあります。  
国保加入前には必ず任意継続と比較してからの加入をお勧めします。

## 4月の年金から保険税を天引きされているかたへ

国民健康保険税は、年金の天引き（特別徴収）されていますが、金融機関からの口座振替に納付方法を変更することができます。

4月から年金を天引きされる方には、「仮徴収決定通知書」を送付しています。

口座振替をご希望の方につきましては、預金通帳と印かんをお持ちの上、市窓口へ届出をお願い致します。



納税方法は  
**口座振替か年金から天引き**  
かをご本人が選択することができます

ご注意ください。

- 年金からの天引きであっても、口座振替と年間保険税は変わりません。
- そのまま年金からの引き去りを希望されるかたは、手続きは必要ありません。

## 国民健康保険の納税通知書は7月に送付します。



国民健康保険税の支給決定は7月になります。年金からの天引き（特別徴収）の対象者のかたには、既に「仮徴収決定通知書」を送付しておりますが、年金からの徴収以外の方については、7月に決定した納税通知書を送付いたしますので、ご確認ください。